二　効果促進事業※ 事業実施計画の添付資料に記載された成果目標を実現するため、右の事業等（関連社会資本整備事業を除く。）と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等（次に掲げるものを除く。） イ　事業実施主体の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業等 ロ　交付対象となる地方公共団体の区域を著しく超えて運行される公共交通機関に係る事業等 ハ　レクリエーションに関する施設の整備事業	第八号に該当する事業等
動物収容・譲渡対策施設整備事業 長距離自然歩道整備事業（国立公園及び国定公園の区域内を除く。）	

（注）※を付した事業は、都道府県が国からの交付金を市町村、関係団体又は民間事業者等に交付し、当該市町村等が実施する事業等に限る。

○財務省告示第百六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項の規定に基づき、平成二十三年度における輸入基準数量を次のように告示する。

平成二十三年三月三十一日

財務大臣　野田　佳彦

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項に規定する輸入基準数量は、平成二十三年度につき次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入基準数量
一	〇トン
二	四・五トン
三	二・一トン
四	五〇、四〇〇トン
五	一、六二三トン
六	一一トン
七	八・六トン
八	一・六トン
九	五三、六六九トン
一〇	九、七五二トン
一一	九、九五八トン
一二	八〇、四二〇トン
一三	六、二四〇、四五六トン
一四	一、四四六、二七五トン
一四の二	六七六、五九三トン
一五	一、〇五九トン
一六	一一、二三七トン
一七	一六八、九〇八トン
一八	二一、四三二トン
一九	一、〇六二トン
二〇	六一一トン
二一	三四、一八五トン
二二	四八九トン
二三	八、〇六六トン
二四	四一トン
二五	〇トン
二六	八、六六五トン
二七	一八、一四九トン
二八	一二トン
二九	九八八トン

○財務省告示第百七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第一号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量

イ　平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量を次のように告示する。

平成二十三年三月三十一日

財務大臣　野田　佳彦

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第一号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量

イ　平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の第一四半期の末日までの輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量に百分の百十七を乗じて得た数量　七万四千三百三十九トン

ロ　平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の第二四半期の末日までの輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量に百分の百十七を乗じて得た数量　十五万二千四百五十六トン

ハ　平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量に百分の百十七を乗じて得た数量　二十三万六百四十二トン

二　冷凍牛肉　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量

イ　平成二十二年度の初日から同年度の第一四半期の末日までの輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　七万九千百三十五トン

ロ　平成二十二年度の初日から同年度の第二四半期の末日までの輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　十七万五千四百八十トン

ハ　平成二十二年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　二十六万四千四百六十七トン

○財務省告示第百八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項第一号及び第二項の規定に基づき、平成二十二年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量並びに平成二十三年度における輸入基準数量を次のように告示する。

平成二十三年三月三十一日

財務大臣　野田　佳彦

一　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項第一号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量とする。

イ　平成二十二年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の第一四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量　二十二万八千八百七十八トン

ロ　平成二十二年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の第二四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量　四十三万七千六百三十六トン

ハ　平成二十二年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量　六十四万千三百八十八トン

二　平成二十三年度における輸入基準数量　七十六万千百八十八トン